

## ◎関稅定率法等の一部を改正する法律

(平成二五年三月三〇日法律第六号)

### 一、提案理由(平成二五年三月二五日・衆議院財務金融委 員会)

○麻生國務大臣、ただいま議題となりました所得稅法等の一部を改正する法律案及び關稅定率法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御說明申し上げます。

次に、關稅定率法等の一部を改正する法律案について御說明申し上げます。

政府は、最近における内外の經濟情勢等に対応するため、關稅率等について所要の措置を講ずるほか、適正な課稅のための規定の整備を図ることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につき、御說明を申し上げます。

第一に、暫定關稅率等の適用期限の延長であります。

平成二五年三月三十一日に適用期限が到来する暫定關稅率等について、その適用期限の延長を行うこととしております。

第二に、適正な課稅のための規定の整備であります。輸入貨物の課稅標準となる価格の決定に係る規定について明確化を図るほか、延滞稅及び還付加算金の割合の特例を見直すとともに、更正等に関する期限に係る規定の整備を行うことといたしております。

そのほか、所要の規定の整備を行うことといたしております。

以上が、所得稅法等の一部を改正する法律案及び關稅定率法等の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

### 二、衆議院財務金融委員長報告(平成二五年三月二二日)

○金田勝年君、ただいま議題となりました両法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

次に、關稅定率法等の一部を改正する法律案は、最近における内外の經濟情勢等に対応するため、關稅率等について所要の措置を講ずるほか、適正な課稅のための規定の整備を図るもの

.....(略).....

であります。

両案は、去る三月十四日当委員会に付託され、翌十五日麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、十九日から質疑に入り、本日、安倍内閣総理大臣に対する質疑を行い、質疑を終局いたしました。

質疑終局後、所得税法等の一部を改正する法律案に対し、日本維新の会から修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。次いで、討論を行い、順次採決いたしましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、所得税法等の一部を改正する法律案は賛成多数をもって、関税率法等の一部を改正する法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対し、それぞれ附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告を申し上げます。

### ○附帯決議(平成二五年三月二日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 東日本大震災により多大な被害を受けた地域における復旧・復興を図るため、被災者の状況に十分配慮した税関手続の弾力的な対応に引き続き努めるとともに、被災地域の物流・

関税率法等の一部を改正する法律

貿易の円滑化、活性化に向けた税関による支援策を積極的に実施すること。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

- 一 最近におけるグローバル化の進展等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、水際において国民の安心・安全を確保するため、税関職員の定員の確保、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

### 三、参議院財政金融委員長報告(平成二五年三月二日)

○藤田幸久君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、関税率法等の一部を改正する法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、暫定関税率等の適用期限

を延長するとともに、適正な課税のための規定の整備を行うおとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、安倍内閣総理大臣に対する質疑を行うとともに、金融所得課税一体化の今後の方向性、所得拡大促進税制の創設及び雇用促進税制の拡充の効果、自動車関係諸税の抜本的見直しの必要性、関税評価に関する規定を明確化する趣旨、社会悪物品等の水際取締り強化の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して大門実紀史委員より、所得税法等改正案に反対、関稅定率法等改正案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、順次採決の結果、所得税法等改正案は多数をもって、関稅定率法等改正案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二五年三月二七日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 東日本大震災により多大な被害を受けた地域における復旧・復興を図るため、被災者の状況に十分配慮した税関手続の弾力的な対応に引き続き努めるとともに、被災地域の物流・貿易の円滑化、活性化に向けた税関による支援策を積極的に実施すること。

一 関稅率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

一 最近におけるグローバル化の進展等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、水際において国民の安心・安全を確保するため、税関職員の見守り確保、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員への処遇改善、機構の充実に資する職員の確保等に特段の努力を払うこと。

右決議する。